

○尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例施行規則

平成17年3月2日
教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例(平成17年条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第10条の規定により尾道市マリン・ユース・センター(以下「センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用日の3か月前から利用当日までに、尾道市マリン・ユース・センター施設利用(利用変更)許可申請書(別記様式第1号)又は電子情報処理組織(市が管理する公共施設に係る予約の受付の管理を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)から出力した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、利用許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(平17教委規則35・全改、令4教委規則2・一部改正)

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の申請書を提出した者にセンターの利用を許可するときは、尾道市マリン・ユース・センター施設利用(利用変更)許可書(別記様式第2号)又は電子情報処理組織から出力した許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

2 前項の規定は、利用許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

3 センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターを利用するとき又は利用中は、指定管理者の指示に従うとともに指定管理者から利用許可書の提出を求められたときは、これを提示しなければならない。

(平17教委規則35・全改、令4教委規則2・一部改正)

(利用料金の減額)

第4条 条例第16条の規定により利用料金を減額できるのは、市長が特別の事由があると認めた場合とする。

2 利用料金の減額を受けようとする者は、指定管理者に尾道市マリン・ユース・センター利用料金減額申請書(別記様式第3号)を提出するものとする。

3 指定管理者は、利用料金の減額の決定があったときは、尾道市マリン・ユース・センター利用料金減額決定通知書(別記様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(平17教委規則35・旧第9条繰上・一部改正)

(利用料金の免除)

第5条 条例第16条の規定による利用料金の免除は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 市が主催する行事に使用する場合
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳の交付を受けている者
- (5) その他市長が特別の事由があると認める者

2 利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者に尾道市マリン・ユース・センター利用料金免除申請書(別記様式第5号。以下「免除申請書」という。)を提出するものとする。ただし、前項第2号から第4号までのいずれかに該当する者は、当該手帳を提示することにより免除申請書を提出したものとみなす。

3 指定管理者は、利用料金の免除の決定があったときは、尾道市マリン・ユース・センター利用料金免除決定通知書(別記様式第6号。以下「免除決定通知書」という。)を申請者に交付するものとする。ただし、前項ただし書の場合は、免除決定通知書の交付を省略することができる。

(平17教委規則32・一部改正、平17教委規則35・旧第10条繰上・一部改正、平31教委規則1・一部改正)

(利用料金の還付)

第6条 条例第17条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、尾道市マリン・ユース・センター施設利用取消し(利用料金還付)申請書(別記様式第7号)に利用許可書を添えて、利用日の5日前までに指定管理者に提出しなければならない。

(平17教委規則35・追加)

(施設等破損、滅失の届出)

第7条 利用者は、センターの利用中に建物、設備若しくは備品を破損又は滅失したときは、直ちに尾道市マリン・ユース・センター施設等破損・滅失届(別記様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(平17教委規則35・旧第11条繰上・一部改正)

(利用者の義務及び責任)

第8条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、器具等を破損し、又は亡失しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 乳幼児が入場する場合は、保護者同伴のこと。
- (4) 小・中学生が20人以上の団体で入場する場合は、10人につき1人の引率者が付くこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(平17教委規則35・旧第12条繰上・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則35・旧第13条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に向島町マリン・ユース・センター管理運営に関する条例施行規則(平成6年向島町規則第11号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成17年5月25日教委規則第32号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

付 則(平成17年9月29日教委規則第35号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成31年1月31日教委規則第1号)

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

付 則(平成31年4月26日教委規則第12号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

付 則(令和2年12月25日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年11月26日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年3月25日教委規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

尾道市マリン・ユース・センター施設利用(利用変更)許可申請書

年 月 日

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 様

申請者 住 所 _____
(責任者) 団 体 名 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

次のとおり、尾道市マリン・ユース・センターを利用したいので申請します。なお、利用に当たっては、尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例及び同条例施行規則を遵守します。

利用 日時	年 月 日 () 時から	利用人員	人	うち、海洋クラブ員 人
	年 月 日 () 時まで			

アリーナ

区 分	9 : 00～12 : 00		13 : 00～16 : 00		18 : 00～21 : 00	
		利用料金		利用料金		利用料金
小・中学生	☐	円	☐	円	☐	円
高校・大学・一般	☐	円	☐	円	☐	円
照明施設	☐	円	☐	円	☐	円
シャワー	☐	人	利用料金		円	

海浜キャンプ場

☐ キャンプ	☐ デイキャンプ	☐ 電気	☐ ガス	利用料金	円
-------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------	---

舟 艇

☐ 0・Pヨット	隻	時間	円	☐ 2人乗りカヌー	隻	時間	円
☐ B&Gカッター	隻	時間	円	☐ 3人乗りカヌー	隻	時間	円
☐ ダブルスカル	隻	時間	円	☐ 12フィートヨット	隻	時間	円
☐ セールボート	隻	時間	円	☐ ローボート	隻	時間	円
☐ 1人乗りカヌー	隻	時間	円	☐ 420級ディンギー	隻	時間	円

利用料金	円	減免額	納入額
------	---	-----	-----

注 利用料金は、記入する必要はありません。

受付	年 月 日	第 号
許可	年 月 日	第 号

指定管理者決裁欄		

様式第2号(第3条関係)

尾道市マリン・ユース・センター施設利用(利用変更)許可書

年 月 日

申請者 住 所.....
(責任者) 団 体 名.....
氏 名.....様
電話番号.....

次のとおり、利用を許可します。

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 

利用 日時	年 月 日 () 時から	利用人員	人	うち、海洋クラブ員 人
	年 月 日 () 時まで			

アリーナ

区 分	9 : 00～12 : 00		13 : 00～16 : 00		18 : 00～21 : 00	
		利用料金		利用料金		利用料金
小・中学生	☐	円	☐	円	☐	円
高校・大学・一般	☐	円	☐	円	☐	円
照明施設	☐	円	☐	円	☐	円
シャワー	☐	人	利用料金		円	

海浜キャンプ場

☐ キャンプ	☐ デイキャンプ	☐ 電気	☐ ガス	利用料金	円
-------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------	---

舟 艇

☐ 0・Pヨット	隻	時間	円	☐ 2人乗りカヌー	隻	時間	円
☐ B&Gカッター	隻	時間	円	☐ 3人乗りカヌー	隻	時間	円
☐ ダブルスカル	隻	時間	円	☐ 12フィートヨット	隻	時間	円
☐ セールボート	隻	時間	円	☐ ローボート	隻	時間	円
☐ 1人乗りカヌー	隻	時間	円	☐ 420級ディンギー	隻	時間	円

利用料金	円	減免額	納入額
------	---	-----	-----

注

- 1 利用前に本書を提出し、指定管理者の指示を受けてください。
- 2 この許可書を他人に譲渡することはできません。
- 3 利用後は整理、整頓し、原状に復してから指定管理者の点検を受けてください。

様式第3号(第4条関係)

指定管理者決裁欄

尾道市マリン・ユース・センター利用料金減額申請書

年 月 日

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 様

申請者	住 所	
(責任者)	団 体 名	
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり、利用料金の減額を申請します。

減 額 を 申 請 す る 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用する施設	
※決定理由	
(備考)	

※は記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)

尾道市マリン・ユース・センター利用料金減額決定通知書

年 月 日

申請者 住 所.....
(責任者) 団 体 名.....
氏 名.....様
電話番号.....

年 月 日付けの申請については、次のとおり承認・不承認します。

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 印

減 額 を 申 請 す る 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用する施設	
※決定理由	
(備考)	

※は記入しないでください。

様式第5号(第5条関係)

指定管理者決裁欄

尾道市マリン・ユース・センター利用料金免除申請書

年 月 日

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 様

申請者	住 所	_____
(責任者)	団 体 名	_____
	氏 名	_____
	電話番号	_____

次のとおり、利用料金の免除を申請します。

免 除 を 申 請 す る 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用する施設	
※決定理由	
(備考)	

※は記入しないでください。

様式第6号(第5条関係)

尾道市マリン・ユース・センター利用料金免除決定通知書

年 月 日

申請者 住 所.....
(責任者) 団 体 名.....
氏 名.....様
電話番号.....

年 月 日付けの申請については、次のとおり承認・不承認します。

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 印

免 除 を 申 請 す る 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用する施設	
※決定理由	
(備考)	

※は記入しないでください。

様式第7号(第6条関係)

指定管理者決裁欄

尾道市マリン・ユース・センター施設利用取消し(利用料金還付)申請書

年 月 日

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 様

申請者 住 所 _____
(責任者) 団 体 名 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

許 可 事 項	許可番号第 年 月 日	利用目的		
利 用 日 時	年 月 日	時から		
	年 月 日	時まで		
利用する施設				
利 用 料 金 収 入 状 況	納入済額 円	納入年月日	年 月 日	
取消しの理由		還付申請額	円	
※ 取 消 し	承 認・不承認	※ 還 付	承 認・不承認	
※決定理由及び意見		利 用 料 金	納入済額	円
			還 付 額	円
			差 引 額	円
※上記申請について、承認・不承認します。 年 月 日 指定管理者 印				

※は記入しないでください。

様式第8号(第7条関係)

尾道市マリン・ユース・センター施設等破損・滅失届

年 月 日

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者 様

住 所
届出者
氏 名

次のとおり、尾道市マリン・ユース・センターの施設等を破損(滅失)したので届け出ます。

利 用 責 任 者 住 所 ・ 氏 名	住 所 氏 名
破 損 (滅 失) の 施 設 ・ 設 備 ・ 備 品 名 、 規 格 、 数 量 等	
破 損 (滅 失) の 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
利 用 時 の 状 況 (破 損 ・ 滅 失 理 由)	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

届出受理年月日	指 示 事 項	指定管理者受付欄

様式第1号(第2条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・令2教委規則16・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・令2教委規則16・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・令2教委規則16・一部改正)

様式第6号(第5条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・一部改正)

様式第7号(第6条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・令3教委規則5・一部改正)

様式第8号(第7条関係)

(平17教委規則35・全改、平31教委規則12・令2教委規則16・一部改正)